

水道料金表・下水道使用料料金表

水道料金表〔2か月分〕

令和元年10月1日施行

口径・用途	基本料金		従量料金(1㎡につき)					
			第1段	第2段	第3段	第4段	第5段	第6段
13mm	1,540円		1㎡～20㎡ 22円	21㎡～40㎡ 154円				
20mm	2,200円							
25mm	3,080円							
40mm	7,700円		1㎡～40㎡ 154円		41㎡～60㎡ 181円50銭	61㎡～100㎡ 220円	101㎡～200㎡ 275円	201㎡～ 363円
50mm	14,520円							
75mm	29,480円							
100mm	47,080円							
150mm	101,200円							
200mm	145,200円							
04 公衆浴場用	300㎡まで	17,600円	301㎡以上		71円50銭			
06 特殊用	40㎡まで	15,840円	41㎡以上		517円			

上記表の内、公衆浴場用、特殊用以外のものの用途は一般用である。

複数戸数の料金計算・・・13mm口径適用

水道料金表には消費税及び地方消費税(10%)を含みます。

■ 水道料金の計算例

水道料金は、水道メーターの口径別または用途別に定められた基本料金と、使用水量に応じた従量料金とを
加算したものとなります。

【口径13mmメーター(用途:一般用)で2か月間に50㎡を使用した場合】

基本料金	2か月分基本料金 1,540円
従量料金	22円×20㎡= 440円 (第1段分: 1～20㎡) 154円×20㎡=3,080円 (第2段分: 21～40㎡) 181円50銭× 10㎡=1,815円 (第3段分: 41～50㎡)
水道料金	基本料金(1,540円)+従量料金(440円+3,080円+1,815円)=6,875円

水道料金請求額は、6,875円となります(円未満は切り捨て)。

【複数戸数(一括請求を行っているマンション等の場合)で使用戸数10戸、2か月間に480㎡を使用した場合】

基本料金	2か月分基本料金(1,540円)×使用戸数(10戸)=15,400円
従量料金	22円×20㎡×10戸= 4,400円 (第1段分: 1～200㎡) 154円×20㎡×10戸=30,800円 (第2段分: 201～400㎡) 181円50銭× 8㎡×10戸=14,520円 (第3段分: 401～480㎡)
水道料金	基本料金(15,400円)+従量料金(4,400円+30,800円+14,520円)=65,120円

水道料金請求額は、65,120円となります(円未満は切り捨て)。

複数戸数(一括請求を行っているマンション等の場合)の料金計算は口径13mmメーターの料金を適用します(1戸当たり)。

※使用水量は、2か月に1度、お客様のお宅の水道メーターを検針することにより計量します。

○工業用水道料金

- (1) 任意消費水量制 (検針は隔月(奇数月))
1m³につき 18円04銭
ただし、料金の1か月最低額は、450m³に相当する額とする。
- (2) 責任消費水量制 (検針は毎月)
基本料金 責任消費水量1m³につき 18円04銭
超過料金 1m³につき 27円50銭

※水道料金については、和歌山市水道料金センター(電話073-435-1298)へお問い合わせください。

下水道使用料料金表〔2か月分〕

令和元年10月1日施行

区分	基本料金		超過料金(1m ³ につき)			
	排除汚水量	金額	第1段	第2段	第3段	第4段
一般汚水	20m ³ まで	2,494円80銭	21m ³ ~60m ³ 189円20銭	61m ³ ~200m ³ 243円10銭	201m ³ ~1000m ³ 297円	1001m ³ ~ 344円30銭
公衆浴場汚水	排除汚水量 1m ³ につき 11円					

下水道使用料料金表には消費税及び地方消費税(10%)を含みます。

■ 下水道使用料の算出例

【2か月間に50m³を使用した場合】

基本料金	2か月分基本料金(20m ³)	2,494円80銭
超過料金	189円20銭 × 30m ³	=5,676円
下水道使用料	(基本料金 + 超過料金)	=2,494円80銭 + 5,676円 = 8,170円80銭

下水道使用料請求額は、8,170円となります(円未満は切り捨て)。

※下水道料金については、和歌山市水道料金センター(電話073-435-1290)へお問い合わせください。